

第10条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第11条 利用者は、ミュージアムの利用を終了したとき又は第8条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者が故意又は過失によってミュージアム又はその附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月20日から施行する。ただし、第12条から第16条の規定は、平成13年4月1日から施行する。

(篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年3月4日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われているこの条例による改正前の篠山市チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の規定によりした許可、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりしたものとみなす。

附 則（平成22年7月1日条例第24号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第34号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月25日条例第27号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

1 入館料

区分	基準金額（1人1日につき）
市内に住所を有する者が利用する場合	無料
上記以外の者が利用する場合	700円
備考 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護人1人が利用する場合の入館料は、半額とする。	

2 特別入館料

区分	基準金額
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき 100,000円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 100,000円
その他、市長が必要と認める場合	1日につき 100,000円以内

3 施設利用料

区分	基準金額		
	午前 (9:30~12:00)	午後 (13:00~16:30)	終日 (9:30~16:30)
体験シアター	4,000円	5,600円	9,600円
地域交流室1	2,000円	2,800円	4,800円
地域交流室2	2,000円	2,800円	4,800円
ミュージアムレストラン	2,000円	2,800円	4,800円

特別料金

(1) 利用許可時間の延長

延長1時間につき、5割の額を徴収する。この場合延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(2) 冷暖房使用料

基本料金の2割の額を加算する。

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールド(以下「子育てママフィールド」といいます。)の管理運営については、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、施設管理の効率化を図るため、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を可能とします。

また、これまで条例に使用料の規定がなかったことから、受益者負担の原則に基づき、新たに使用料の規定を設けます。

については、指定管理者制度の導入及び使用料に関する規定を新設するため、条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 指定管理者に子育てママフィールドの運営を行わせることができる旨定めます(第1条関係)。

(2) 使用料の額を定めるとともに、減免基準など必要な事項を定めます(第2条関係)。

区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時
コミュニティー ルーム グループルーム スタジオルーム	400円	600円	600円

3 施行期日

(1) 第1条関係 令和8年4月1日

(2) 第2条関係 令和9年4月1日

○丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に
関する条例

平成29年6月27日
条例第22号

(設置)

第1条 地域の子育て家庭に対する育児支援及び地域の活性化を図るための拠点施設として、おとわの森子育てママフィールド（以下「子育てママフィールド」という。）を設置する。

(位置)

第2条 子育てママフィールドの位置は、丹波篠山市味間新315番地とする。

(事業)

第3条 子育てママフィールドは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進に関する事。
- (2) 育児不安等についての相談指導に関する事。
- (3) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援に関する事。
- (4) 地域の保育資源の情報提供等に関する事。
- (5) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施に関する事。
- (6) 地域と連携した地域交流事業に関する事。
- (7) その他市長が必要と認める事業

(開館時間等)

第4条 子育てママフィールドの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第5条 子育てママフィールドを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、子育てママフィールドの使用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 子育てママフィールドの設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (3) その他公益上又は子育てママフィールドの管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用申請に偽りがあったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(原状回復)

第8条 使用者は、子育てママフィールドの使用を終わったとき、又は使用許可を取り消され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 子育てママフィールドの施設若しくはその設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。

丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

歴史4館（歴史美術館、武家屋敷安間家史料館、青山歴史村、篠山城大書院）は、篠山城下町の歴史的建造物を活用した文化施設であり、丹波篠山市の歴史文化を市内外に発信する施設として、一体的に管理運営を行っています。開館以来、入館料を据え置いてきましたが、近年の人件費や光熱水費など管理運営費の増加に対応するため、各施設の料金及び4館共通料金を改定します。

あわせて、団体扱いの人数を変更し、団体旅行での利用促進を図るとともに、これまでからニーズがあった2館共通料金を新たに設けるなど、来館者の増加を図ります。さらに、大書院上段の間及び史跡庭園の利用に対応できるよう、新たに使用料を設定することとします。

このため、関係条例について所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 入館料の改定等（第1条～第4条関係）

ア 料金の年齢区分を整理し、各施設の入館料を改定します。

区分	入館料	
	個人	団体
大人（18歳以上）	500円	400円
高校生以下	300円	200円

イ 団体扱いの人数を30人から20人に変更します。

ウ 無料対象者を身体障がい者等の介護者に拡大します。

(2) 使用料の設定（第4条関係）

大書院「上段の間」及び「史跡庭園」の使用料を新たに設定します。

区分	9:00～12:00	13:00～17:00
上段の間	50,000円	50,000円
史跡庭園	50,000円	50,000円

(3) 共通料金の改定等（第5条関係）

ア 4館共通料金の改定及び2館共通料金を設定します。

【変更前】

区分	4館共通入館料
大人	900円
大学生、高校生	500円
中学生、小学生	300円



【変更後】

区分	4館共通入館料	2館共通入館料
大人（18歳以上）	1,000円	800円
高校生以下	600円	400円

イ 旅行者によるパックスツアーの造成がしやすくなるよう、共通入館券を旅行クーポンとして取扱いができるようにします。

3 施行期日

歴史4館の入館料に係る改正は、周知期間を3ヶ月とり、令和8年7月1日から施行します。

○丹波篠山市立歴史美術館条例

平成11年4月1日
条例第87号

(設置)

第1条 地域における文化・教育及び学術の振興を図り、市民文化の発展に寄与するため、丹波篠山市立歴史美術館（以下「歴史美術館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 歴史美術館の位置は、丹波篠山市呉服町53番地とする。

(業務)

第3条 歴史美術館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化遺産及び美術資料の収集、展示、保存並びに調査研究に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、歴史美術館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の許可)

第4条 歴史美術館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、歴史美術館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、歴史美術館の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他歴史美術館の管理運営上支障があるとき。

(利用者の遵守事項)

第6条 第4条の規定による使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可されていない施設等を利用しないこと。
- (2) 許可なく施設等に特別の設備等を設置しないこと。
- (3) 許可なく歴史美術館又はその敷地内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。
- (4) 許可なく歴史美術館又はその敷地内において広告物等の掲示若しくは配布又は看板立札等の設置を行わないこと。
- (5) 許可なく歴史美術館又はその敷地内において喫煙、飲食又は火気を使用しないこと。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歴史美術館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、又は歴史美術館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 入館料を納期限までに納付しないとき。

(4) 使用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館料)

第8条 利用者は、別表に定める入館料(消費税相当額を含む。)を納付しなければならない。

(入館料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の不還付)

第10条 既に納めた入館料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者が故意又は過失によって歴史美術館、その附属設備又は展示品をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 教育委員会は、歴史美術館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に歴史美術館の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が歴史美術館を管理する場合は、第4条、第5条及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条及び第10条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月12日条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月4日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月13日条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりした許可、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりしたものとみなす。

別表(第8条関係)

区分	入館料(一人当たり)		備考
	個人	団体	
大人	300円	250円	1 30人以上を団体とする。
大学生 高校生	200円	150円	2 特別展の入館料は、その都度定める。 3 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は無料とする。
中学生 小学生	100円	50円	

○丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館条例

平成11年4月1日
条例第88号

(設置)

第1条 武家屋敷の保存、活用を図りながら城下町として御徒士町の景観を高めると共に、地域における文化振興の拠点とするため、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館（以下「史料館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 史料館の位置は、丹波篠山市西新町95番地とする。

(使用の許可)

第3条 史料館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、史料館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、史料館の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他史料館の管理運営上支障があるとき。

(利用者の遵守事項)

第5条 第3条の規定による使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可されていない施設等を利用しないこと。
- (2) 許可なく施設等に特別の設備等を設置しないこと。
- (3) 許可なく史料館又はその敷地内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。
- (4) 許可なく史料館又はその敷地内において広告物等の掲示若しくは配布又は看板立札等の設置を行わないこと。
- (5) 許可なく史料館又はその敷地内において喫煙、飲食又は火気を使用しないこと。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、史料館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、又は史料館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 入館料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館料)

第7条 利用者は、別表に定める入館料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。

(入館料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の不還付)

第9条 既に納めた入館料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第10条 利用者が故意又は過失によって史料館又はその附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 教育委員会は、史料館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史料館の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が史料館を管理する場合は、第3条、第4条及び第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条及び第9条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日条例第6号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月4日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月13日条例第33号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりした許可、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりしたものとみなす。

別表（第7条関係）

区分	入館料（一人当たり）	備考
大人	200円	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は無料とする。
大学生・高校生	100円	
中学生・小学生	50円	

○丹波篠山市立青山歴史村条例

平成11年4月1日
条例第91号

(設置)

第1条 篠山藩主青山家に伝わる藩政史料を保存するとともに広く住民に公開し、学術、文化の発展に寄与するため、丹波篠山市立青山歴史村（以下「歴史村」という。）を設置する。

(位置)

第2条 歴史村の位置は、丹波篠山市北新町48番地とする。

(使用の許可)

第3条 歴史村を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、歴史村の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、歴史村の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他歴史村の管理運営上支障があるとき。

(利用者の遵守事項)

第5条 第3条の規定による使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可されていない施設等を利用しないこと。
- (2) 許可なく施設等に特別の設備等を設置しないこと。
- (3) 許可なく歴史村又はその敷地内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。
- (4) 許可なく歴史村又はその敷地内において広告物等の掲示若しくは配布又は看板立札等の設置を行わないこと。
- (5) 許可なく歴史村又はその敷地内において喫煙、飲食又は火気を使用しないこと。
- (6) 騒音を発生し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歴史村の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、又は歴史村の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 入館料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館料)

第7条 利用者は、別表に定める入館料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。

(入館料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の不還付)

第9条 既に納めた入館料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第10条 利用者は、歴史村の利用を終了したとき又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者が故意又は過失によって歴史村又はその附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 教育委員会は、歴史村の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に歴史村の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が歴史村を管理する場合は、第3条、第4条及び第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条及び第9条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月4日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月13日条例第33号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりした許可、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりしたものとみなす。

別表（第7条関係）

区分	入館料（一人につき）		備考
	個人	団体	
大人	300円	250円	1 30人以上を団体とする。 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は無料とする。
大学生 高校生	200円	150円	
中学生	100円	50円	
小学生			

(設置)

第1条 市民の文化の向上及び発展に寄与すると共に、一般の観賞の用に供するため、篠山城大書院及び史料館（以下「大書院」という。）並びに天守台、本丸及び二の丸史跡庭園（以下「史跡庭園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 大書院及び史跡庭園（以下「大書院等」という。）の位置は、丹波篠山市北新町2番地3とする。

(業務)

第3条 大書院は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大書院の公開及び利用に関すること。
- (2) 篠山城に関する資料の収集、保管及び展示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、大書院等の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の許可)

第4条 大書院等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、大書院等の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、大書院等の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他大書院等の管理運営上支障があるとき。

(利用者の遵守事項)

第6条 第4条の規定による使用の許可を受けた者及び史跡庭園の利用者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可されていない施設等を利用しないこと。
- (2) 許可なく施設等に特別の設備等を設置しないこと。
- (3) 許可なく大書院等その敷地内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。
- (4) 許可なく大書院等その敷地内において広告物等の掲示若しくは配布又は看板立札等の設置を行わないこと。
- (5) 許可なく大書院等その敷地内において喫煙、飲食又は火気を使用しないこと。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、大書院等の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、又は大書院等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 入館料及び使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館料等)

第8条 大書院等の利用者は、別表に定める入館料及び使用料（消費税相当額を含む。以下「入館料等」という。）を納付しなければならない。

(入館料等の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の入館料等を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の不還付)

第10条 既に納めた入館料等は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第11条 大書院等の利用者は、利用を終了したとき又は第7条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者が故意又は過失によって大書院等その附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 教育委員会は、大書院等の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に大書院等の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が大書院等を管理する場合は、第4条、第5条及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条及び第10条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月4日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月13日条例第33号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりした許可、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりしたものとみなす。

別表（第8条関係）

1 入館料

区分	入館料（一人当たり）		備考
	個人	団体	
大人	400円	300円	1 30人以上を団体とする。 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は無料とする。
大学生	200円	150円	
高校生			
中学生 小学生	100円	50円	

2 使用料

区分	9:00~12:00	13:00~17:00	備考
孔雀の間	2,000円	2,000円	
てまりの間	2,000円	2,000円	
虎の間	5,000円	5,000円	

○丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び
丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例

平成13年3月13日
条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村（以下「4館」という。）の共通入館料に関して必要な事項について定めるものとする。

(4館共通入館料)

第2条 4館共通入館料（消費税相当額を含む。）は、次のとおりとする。

大人	1人	900円	保護者同伴の6歳未満の者は除く。
大学生、高校生	1人	500円	
中学生、小学生	1人	300円	

- 2 団体割引の扱いは、行わないものとする。
- 3 各館へは1回のみ入館とし、再入館はできないものとする。
- 4 4館共通入館券の有効期間は、最初入館日とその翌日のみとする。
- 5 4館のうち、いずれかの館が休館の場合においても、入館料の減額は行わないものとする。
- 6 既納の入館料は、返還しないものとする。

(旅行代理店向け観光券契約)

第3条 国土交通省及び都道府県の認可を受けた旅行代理店が支払った入館料に対して、観光券契約により送客手数料を支払うことができる。

- 2 前項の規定による送客手数料は、入館料に対して10分の1を旅行代理店に支払うものとする。ただし、旅行クーポン（後日精算）及び添乗員が引率しない場合は、対象としないものとする。

(委託販売)

第4条 4館共通券の販売については、教育委員会が適当と認めた団体に対して委託販売を行うことができる。

- 2 前項の規定による委託販売に伴う手数料は、入館料の10分の1とする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月4日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月23日条例第33号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

四季の森運動公園グラウンドについて、夜間照明施設整備に伴い、夜間の施設利用にかかるグラウンド使用料を設定するとともに、新たに照明設備使用にかかる料金を設定するものです。

2 改正の概要

既に照明設備のある城東グラウンド、今田グラウンドと同様に、四季の森運動公園グラウンドも午後10時まで使用できる施設とします。

また、新たに四季の森運動公園グラウンド照明設備の料金を設定します。1基1時間あたり500円である城東グラウンド照明設備、今田グラウンド照明設備と比較して、四季の森運動公園グラウンド照明設備は照度が低く照射範囲もグラウンド全面でないため、相応の使用料として1基1時間あたり300円とします。

【現行】

施設の名称等	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	備考
丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド	1,500	2,000		500円 /時間
丹波篠山市立城東グラウンド 丹波篠山市立今田グラウンド	1,500	2,000	2,000	500円 /時間

施設の名称等	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	備考
丹波篠山市立城東グラウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	4基使用 6基使用	2,000円/時間 3,000円/時間		500円/時間・基

【改正案】

施設の名称等	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	備考
丹波篠山市立城東グラウンド 丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド 丹波篠山市立今田グラウンド	1,500	2,000	2,000	500円/時間

施設の名称等	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	備考
丹波篠山市立城東グラウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	4基使用 6基使用	2,000円/時間 3,000円/時間		500円/時間・基
丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド照明設備	2基使用	600円/時間		300円/時間・基

3 施行期日

令和8年4月1日

○丹波篠山市公の施設使用料条例

平成14年7月3日

条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、公の施設の使用料の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

2 使用料の徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の徴収)

第2条 市長は、地方自治法第225条の規定により、許可を受けてする公の施設の利用につき、別表に定める使用料（消費税相当額を含む。）を徴収する。

(使用料の減免)

第3条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の不還付)

第4条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(過料)

第5条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に徴収すべき理由の生じた使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(篠山市公民館条例の一部改正)

4 篠山市公民館条例（平成11年篠山市条例第84号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市体育施設条例の一部改正)

- 5 篠山市体育施設条例（平成11年篠山市条例第93号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市立西紀中学校グラウンド照明施設条例の一部改正)

- 6 篠山市立西紀中学校グラウンド照明施設条例（平成11年篠山市条例第94号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市民会館等に関する条例の一部改正)

- 7 篠山市民会館等に関する条例（平成11年篠山市条例第99号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市健康増進センター条例の一部改正)

- 8 篠山市健康増進センター条例（平成11年篠山市条例第103号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市デイサービスセンター条例の一部改正)

- 9 篠山市デイサービスセンター条例（平成11年篠山市条例第110号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市老人福祉センター条例の一部改正)

- 10 篠山市老人福祉センター等条例（平成11年篠山市条例第111号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市西紀高齢者コミュニティセンター条例の一部改正)

- 11 篠山市西紀高齢者コミュニティセンター条例（平成11年篠山市条例第114号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市立丹南健康福祉センター条例の一部改正)

- 12 篠山市立丹南健康福祉センター条例（平成11年篠山市条例第132号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市保健センター条例の一部改正)

- 13 篠山市保健センター条例（平成11年篠山市条例第133号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(ハートピアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 1 4 ハートピアセンターの設置及び管理に関する条例(平成11年篠山市条例第145号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市基幹集落センター条例の一部改正)

- 1 5 篠山市基幹集落センター条例(平成11年篠山市条例第146号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市就業改善センター条例の一部改正)

- 1 6 篠山市就業改善センター条例(平成11年篠山市条例第147号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成14年12月16日条例第44号)

この条例は、平成15年2月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日条例第46号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月14日条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月15日条例第51号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の篠山市体育施設条例第5条の規定は公布の日から、篠山市立西紀運動公園芝グラウンドに係る規定は施行の日から4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成16年教委規則第7号で平成16年9月1日から施行)

附 則(平成15年12月24日条例第60号)

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成16年3月4日条例第4号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月18日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の

行為は、それぞれこの条例の相当規定によりしたものとみなす。

附 則（平成16年12月14日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月11日条例第8号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（篠山市就業改善センター条例の廃止）

- 2 篠山市就業改善センター条例（平成11年篠山市条例第147号）は、廃止する。

附 則（平成18年9月29日条例第48号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第49号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月16日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第21号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第22号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第41号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年2月20日条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月24日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第10号）
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第15号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第7号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日条例第38号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日条例第6号）
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 公民館等関係施設

（単位：円）

施設の名称	室名	定員	9：0	13：	18：	備考
			0～1	00～	00～	
			2：0	17：	22：	
			0	00	00	
城東公民館	1階展示室	40	800	1,000	1,200	
	1階第1和室	60	1,100	1,500	1,700	
	2階大会議室	200	3,000	4,000	4,800	
	2階第1研修室	45	900	1,100	1,300	
	2階第2研修室	30	600	800	900	
	2階第3研修室	15	300	400	500	
	2階第2和室	15	300	400	500	
	2階実習室1	14	300	400	500	

	2階実習室 2	24	400	500	600	
	2階サークル室	15	300	400	500	
今田まちづくりセンター	相談室兼会議室	25	500	600	700	
	産業就業研修室	45	900	1,100	1,300	部分使用は1/2
	生活改善研修室	35	700	900	1,000	
	調理実習室	35	700	900	1,000	
	青年室	20	400	500	600	
	集会室	150	2,300	3,000	3,600	
	視聴覚室	45	900	1,100	1,300	
	和室研修室	20	400	500	600	

2 体育厚生施設（学校施設除く）

（単位：円）

施設の名称等		9:00 ~12:00	13:00 0~17:00	18:00 0~22:00	備考
丹波篠山市立B&G 海洋センター体育館 丹波篠山市立西紀 体育館 丹波篠山市立川代 体育館 丹波篠山市立今田 体育館 丹波篠山市立健康 増進センター	専用	2,100	2,800	2,800	700円/時間 片面使用は1/2
	個人			400	一人2時間以内
丹波篠山市立四季の森運動公		1,500	2,000		500円/時

園グラウンド	0	0		間
丹波篠山市立城東グラウンド	1,500	2,000	2,000	500円/時間
丹波篠山市立今田グラウンド	0	0	0	間
丹波篠山市立城東多目的広場	600	800		200円/時間
丹波篠山市立城東グラウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	4基使用 間 6基使用 間	2,000円/時間 3,000円/時間		500円/時間・基
丹波篠山市立丹南テニスコート 丹波篠山市立今田テニスコート	300円/時間・面			
丹波篠山市立今田テニスコート照明設備	200円/時間・片面			
<p>1 利用者が市外のものの場合の使用料は、この表の金額の2倍の額とする。</p> <p>2 「市外のもの」とは、本市に居住する者、通学する者又は勤務する者若しくは本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。</p>				

3 保健福祉関係施設

(単位：円)

施設の名称	室名	定員	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	備考
丹南健康福祉センター	第1会議室(洋室)	30	600	800	900	
	2階研修室	160	2,400	3,200	3,900	
西紀老人福祉センター・デイサービスセンター	1階教養娯楽室	18	400	500	600	
	1階健康相談室	15	300	400	500	
	1階栄養相談室	30	600	800	900	
	1階リハビリ	27	500	700	800	

	リ室					
	1階食堂	29	600	700	900	
	2階健康教育ホール	180	2,700	3,600	4,400	
	2階生活指導室	9	300	400	500	
	多目的ホール	100	1,800	2,000	2,400	
西紀高齢者コミュニティセンター	1階実習室	15	300	400	500	
	1階和室	10	300	400	500	
	2階会議室	115	1,800	2,300	2,800	
	2階創作室	10	300	400	500	

4 産業経済関係施設

(単位：円)

施設の名称	室名	定員	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	備考
ハートピアセンター	多目的ホール	220	3,000	4,000	4,800	
	農産加工実習室	45	900	1,100	1,300	
	会議室	55	1,000	1,400	1,600	
	農事研修室	45	900	1,100	1,300	

5 学校関係施設

(単位：円)

区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	時間単価	備考

体育館 (講 堂)	小学校 等	床面積400m ² 未満	60 0	80 0	80 0	20 0	<ul style="list-style-type: none"> 床面積500m²以上の施設及び武道場に係る片面使用の使用料は1/2 講堂をスポーツで使用する場合は使用料は1/2 使用については2時間以上から
		床面積400m ² 以上500m ² 未満	90 0	1, 20	1, 20	30 0	
		床面積500m ² 以上	1, 20	1, 60	1, 60	40 0	
	中学校	床面積700m ² 未満	1, 20	1, 60	1, 60	40 0	
		床面積700m ² 以上800m ² 未満	1, 50	2, 00	2, 00	50 0	
		床面積800m ² 以上900m ² 未満	1, 80	2, 40	2, 40	60 0	
		床面積900m ² 以上	2, 10	2, 80	2, 80	70 0	
	運動場	小学校 等 中学校	面積7,000m ² 未満	60 0	80 0	80 0	
面積7,000m ² 以上9,000m ² 未満			90 0	1, 20	1, 20	30 0	
面積9,000m ² 以上11,000m ² 未満			1, 20	1, 60	1, 60	40 0	
面積11,000m ² 以上			1, 50	2, 00	2, 00	50 0	
教室等			50 0	50 0	50 0		

西紀中学校グラウンド照明	3基使用	4基使用	全基使用
	1,500/時間	2,000/時間	3,000/時間

1 利用者が市外のものの場合の使用料は、この表の金額の2倍の額とする。
2 「市外のもの」とは、本市に居住する者、通学する者又は勤務する者若しくは本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

特別料金

使用許可時間延長の場合は、1時間につき基本料金の5割の額を徴収する。この場合、延長した時間が30分以上の時は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

注1 中学生以下とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに同法第134条の各種学校の中学部に類するものに就学する生徒以下の者をいう。

注2 高校生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同法第134条の各種学校の高等部に類するものに就学する生徒の者をいう。

注3 大学生・一般とは、注2以外でそれ以上の者をいう。

注4 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条の長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。）及びその補助をする者の個人使用料金は、同表使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

報告5 説明資料 (1 / 2)

丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校 学習者用一人一台端末購入契約について

契約内容詳細

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--|------|-----|--------|------|----|------|------|--|------|--|--|----------|---------|----|-----|------|--|----|--|--|--------|
| 1 | 事業名 | 丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校 学習者用一人一台端末購入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 事業内容 | G I G Aスクール構想の着実な推進のため、令和3年3月に購入した市内小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒が授業等で使用する学習者用端末を更新する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 納入場所 | 丹波篠山市立篠山小学校他 計20校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 契約方法 | 随意契約 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 仮契約日 | 令和8年1月8日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 随意契約理由 | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数市町村の共同調達を目的に令和7年12月19日に兵庫県教育の情報化推進協議会が実施した、学習者用コンピューター式調達業務公募型プロポーザルにより、端末及び事業者が選定された。端末の独自選定に伴う事務負担の軽減及び共同調達のスケールメリットを生かすため、協議会プロポーザルで選定された事業者と随意契約を締結する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 選定事業者 | <p>日本電通株式会社 神戸支店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会プロポーザルにおいて提案された内容は上記事業者でなければ履行できない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 端末等概要 | <p>ChromeBook 500e 2-in-1 Gen5 (Lenovo製)</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・小学校</td> <td>14校</td> <td>1,753台</td> </tr> <tr> <td>・中学校</td> <td>5校</td> <td>968台</td> </tr> <tr> <td>・予備機</td> <td></td> <td>408台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">合計3,129台</td> </tr> </table> <p>iPad (A16) 128GB Wi-Fiモデル (Apple製)</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・特別支援学校</td> <td>1校</td> <td>39台</td> </tr> <tr> <td>・予備機</td> <td></td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">合計 44台</td> </tr> </table> | ・小学校 | 14校 | 1,753台 | ・中学校 | 5校 | 968台 | ・予備機 | | 408台 | | | 合計3,129台 | ・特別支援学校 | 1校 | 39台 | ・予備機 | | 5台 | | | 合計 44台 |
| ・小学校 | 14校 | 1,753台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・中学校 | 5校 | 968台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・予備機 | | 408台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計3,129台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・特別支援学校 | 1校 | 39台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・予備機 | | 5台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 44台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 予算額 | 179,630,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

報告5説明資料(2/2)

10 予定価格	173,826,620円(税込額)
11 仮契約金額	173,826,620円(税込額)
12 納入期限	令和8年8月31日(月)

学習者用一人一台端末の概要(仕様書より抜粋)

・ChromeBook

項目	要件等
メーカー	Lenovo
型番	ChromeBook 500e 2-in1 Gen5
端末保証	メーカー保証が1年間以上あること。
端末管理機能	Google製 Google GIGA License
付属品	キーボード、タッチペン、ACアダプタ
台数	3,129台
単価(税抜)	49,800円
利用学校	小学校、中学校

・iPad

項目	要件等
メーカー	Apple
型番	11インチ iPad (A16) 128GB Wi-Fiモデル
端末保証	メーカー保証が1年間以上あること。
端末管理機能	Jamf製: Jamf Pro (5年)
付属品	ハードウェアキーボードつき本体カバー、タッチペン、保護フィルム、ACアダプタ
台数	44台
単価(税抜)	50,000円
利用学校	特別支援学校

(仮称) 城東認定こども園新築工事請負契約について

- 1 事業名 (仮称) 城東認定こども園新築工事
- 2 事業内容 建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事
- 3 施工場所 丹波篠山市日置地内
- 4 入札日 令和8年1月15日(木)
- 5 入札方法 制限付一般競争入札(事前審査型)
- 6 入札参加資格
 - (1) 丹波篠山市の発注する工事契約に係る競争入札参加資格取得(登録)者であること。
 - (2) 単体企業及び特別建設共同企業体の代表者並びにその他構成員は、建築一式工事に係る一般又は特定建設業の許可を有すること。
- 7 入札参加者(2者)
 - (1) 荻野建設株式会社 篠山営業所
 - (2) 垣本・福島特別建設共同企業体
- 8 予算額 631,010,000円(税込額)
- 9 予定価格 609,331,800円(税込額)
553,938,000円(税抜額)
- 10 開札結果
 - (1) 荻野建設株式会社 篠山営業所 540,000,000円(税抜額)
 - (2) 垣本・福島特別建設共同企業体 553,000,000円(税抜額)
- 11 契約の相手方 荻野建設株式会社 篠山営業所
- 12 契約金額 594,000,000円(税込額)
- 13 仮契約日 令和8年1月16日
- 14 工期 議会の議決を経た日から令和9年3月1日まで